第２章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

❶ 計画の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策の今後の方向性と内容を明らかにして、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

❷ 計画の位置づけ

(1) 本計画は、「新潟市男女共同参画推進条例」第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。

(2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含するものです。

(3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画である「新潟市女性活躍推進計画」を包含するものです。

(4) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する市町村の基本的な計画である「新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含するものです。

(5) 本計画は、「新潟市総合計画2030」を上位計画とする分野別計画として位置づけ、下記の計画とも整合性を図っています。

- 「新潟市人権教育・啓発推進計画」(人権施策)
- 「新潟市地域福祉計画」(生活困窮者等の支援)
- 「新潟市障がい福祉計画・新潟市障がい児福祉計画」(障がい者・障がい児支援施策)
- 「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(新潟市地域包括ケア計画)」(高齢者支援施策)
- 「新潟市こども計画」(子ども・子育て支援施策)
- 「新潟市健康づくり推進基本計画(スマイル新潟ヘルスプラン)」(健康寿命の延伸)
- 「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」(学校教育・生涯学習)　ほか

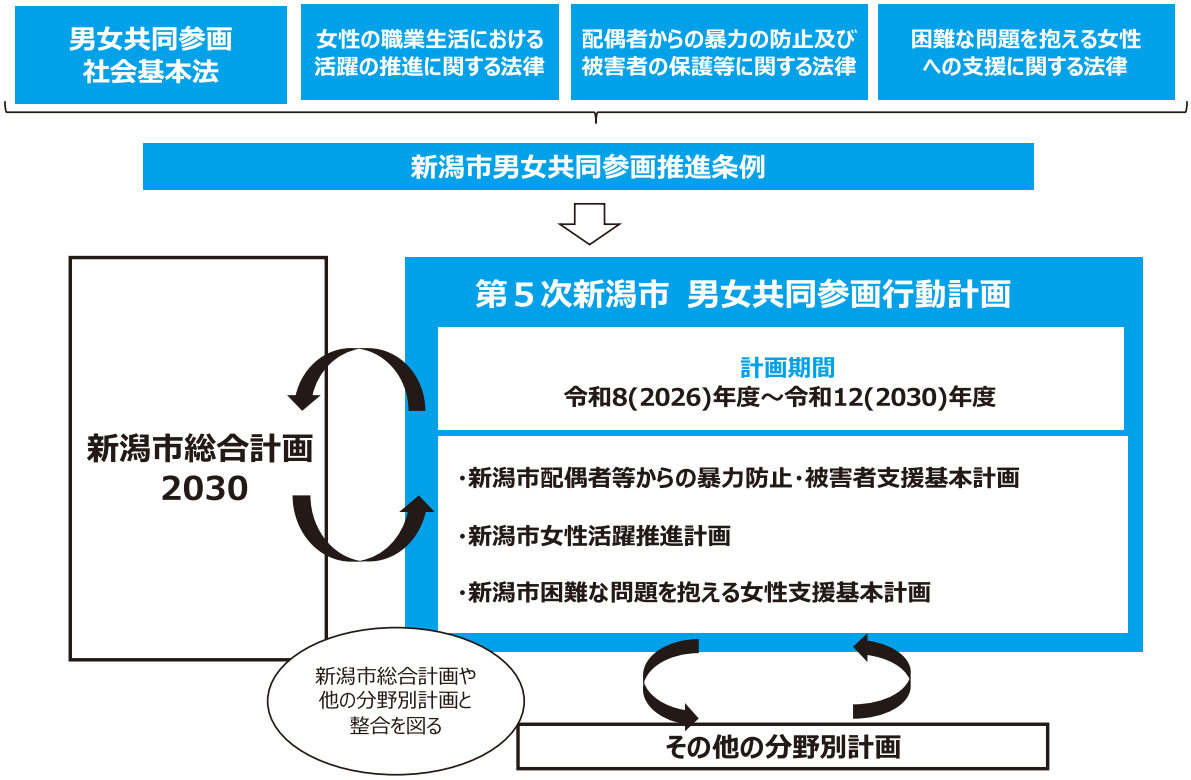

❸ SDGs（持続可能な開発目標）との関係

令和 12（2030）年までに世界各国が達成を目指す共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、国では令和５（2023）年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針　改定版」を定めています。また、新潟市では、現在世代だけでなく将来世代まで心豊かに暮らし続けられるまちを実現するとともに、地方自治体としてSDGsの達成に貢献することを念頭に、「新潟市総合計画2030」を策定しました。第５次行動計画は、SDGs の基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17 の目標の１つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資する計画です。

❹ 計画期間

本計画の計画期間は、令和８（2026）年度から令和12（2030）年度までの５年間とします。

❺ 基本理念

本計画の基本理念は、「新潟市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく６項目とします。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

（2）社会制度・慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

（3）政策や方針決定の場への男女共同参画

男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活と社会生活との両立

男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。

（5）男女の健康と権利

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

（6）国際協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

❻ 計画の目標

本計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、６つの目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。（18ページ⑦第５次新潟市男女共同参画行動計画　施策の体系のとおり）

❼ 第５次新潟市男女共同参画行動計画　施策の体系

目標	施策の方向	具体的取組
目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進	（１）男女共同参画推進のための意識啓発	①家庭・地域等への広報・啓発活動の推進 ②保育・学校教育における男女平等教育の推進（目標３（３）③一部再掲） ③職場における男女共同参画についての研修支援（目標３（１）①一部再掲） ④男女共同参画を推進する人材の育成 ⑤国際理解に基づく男女共同参画の推進
	（２）社会制度・慣行等の見直しと意識の改革	①男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供、支援 ②メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進
	（３）男女共同参画に関する男性の理解の促進	①男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援（目標４（１）③一部再掲） ②男性のための相談事業の実施・相談しやすい環境づくり（目標５（２）②一部再掲）
目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進	（１）市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充	①附属機関等委員への女性の参画の拡充 ②市女性職員の管理職等への登用推進
	（２）企業・団体・地域等における女性の登用促進	①企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発（目標３（１）②、（２）①一部再掲） ②女性のエンパワーメントの推進
	（３）防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ②防災体制における女性の参画拡大
新潟市女性活躍推進計画 目標3 働く場における男女共同参画の推進	（１）労働関係法令や制度の周知・調査、雇用の分野における啓発	①労働関係法令や制度の周知・調査　（目標１（１）③一部再掲） ②企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進　（目標２（２）①一部再掲）
	（２）男女共同参画を推進する企業への支援	①企業に対するインセンティブの付与等　（目標２（２）①一部再掲）
	（３）女性の個性と能力の発揮への支援	①女性の職業能力の開発機会の提供 ②再就職や起業の支援 ③女性の参画が少ない分野等における男女共同参画の促進　（目標１（１）②一部再掲）
新潟市女性活躍推進計画 目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	（１）仕事と生活の調和に向けた意識の啓発	①働き方の見直しに関する啓発 ②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進 ③男性の家庭生活・地域活動への参画促進　（目標１（３）①一部再掲）
	（２）多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援	①子育て支援策の充実 ②介護サービス基盤の整備・充実 ③地域で支える環境づくり ④ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実
	（３）ハラスメントのない職場の実現	①セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止（目標6（２）①一部再掲）
新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画 目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保	（1）性を理解・尊重するための啓発活動の推進	①性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実 ②性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実
	（2）生涯を通じた健康づくりの支援	①生涯にわたる健康づくりのための支援 ②こころとからだの相談体制の充実（目標１（３）②再掲） ③妊娠・出産等に関する健康支援
新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画 目標6 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現	（１）DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり	①DVを容認しない社会づくりに向けた意識啓発の推進 ②DV相談窓口の周知 ③安全に安心して相談できる体制づくり ④相談従事者の研修の充実 ⑤安全に配慮した保護体制の充実 ⑥総合的な相談支援体制の充実 ⑦自立支援策の充実 ⑧関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進 ⑨DV対応と児童虐待対応との連携強化
	（２）セクシュアル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進	①セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止（目標4（３）①一部再掲） ②ジェンダーに基づく暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり
	（３）困難な問題を抱える女性への支援	①困難な問題を抱える女性に関する意識啓発の推進 ②困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知 ③安全に安心して相談できる体制づくり ④女性相談支援員、相談従事者の研修の充実 ⑤安全に配慮した保護体制の充実 ⑥総合的な相談支援体制の充実 ⑦自立支援策の充実 ⑧貧困やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える女性への支援 ⑨関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進

第2章 計画の基本的な考え方